



会計年度任用職員募集のお知らせ (相談員)

埼玉県男女共同参画推進センター
(愛称: With You さいたま)

令和7年12月



彩の国
埼玉県

埼玉県男女共同参画推進センター—会計年度任用職員（相談員）

募 集 要 領

埼玉県では、次のとおり埼玉県男女共同参画推進センターに勤務する会計年度任用職員（相談員）を募集します。

1 職務内容・募集人員等

- (1) 募集職種
相談員
- (2) 募集人員
6名
- (3) 勤務場所
埼玉県男女共同参画推進センター〔With You さいたま〕
さいたま市中央区新都心2-2（さいたま新都心：ホテルブリランテ武蔵野3階）
- (4) 職務内容（主なもの）
 - ・男女共同参画推進センターの相談に関する業務全般
（主な相談事業：電話相談への対応、面接相談への対応、弁護士による法律相談など）
 - ・女性相談支援センター業務
 - ・配偶者暴力相談支援センター業務
 - ・県政出前講座等における講師
 - ・その他男女共同参画推進センター事業実施に関する業務
- (5) 任期
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

2 応募資格

- (1) 男女共同参画に関する視点を持ち、次のア、イの要件を満たすとともに、意欲を持って職務にあたることができる方
 - ア 次の条件のいずれか一つを充足すること
 - (ア) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士若しくは保健師の資格を有する方
 - (イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、社会福祉、児童福祉、社会学、心理学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した方
 - (ウ) (ア)又は(イ)に準ずる方であって、福祉分野における実務経験、若しくは相談・カウンセリングに関する専門的知識と実務経験を有する方
 - イ パソコン（インターネット、電子メール、Word、Excel等）の基本操作ができる方
- (2) 年齢・性別・国籍は問いません。ただし、外国籍の方については、採用時に、当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

- (3) 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
- ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件

(1) 勤務日数・勤務時間

週5日又は週4日(土曜・日曜・祝日を含む) 29時間

※ 年末年始(12/29~1/3)を除く

【週5日勤務の場合(シフト例)】

- ① 午前9時15分から午後4時00分まで(うち休憩時間1時間)
 - ② 午前11時00分から午後5時45分まで(うち休憩時間1時間)
 - ③ 午後2時30分から午後9時15分まで(うち休憩時間1時間)
- 5勤務日につき1日は勤務時間が15分長くなります。

【週4日勤務の場合(シフト例)】

- ① 午前9時15分から午後5時30分まで(うち休憩時間1時間)
- ② 午後1時00分から午後9時15分まで(うち休憩時間1時間)
- ③ 午前10時45分から午後7時00分まで(うち休憩時間1時間)

変則シフト制勤務のため、勤務日の割り振りは相談の上、4週間ごとに指定します。

土日、祝日勤務は月3、4回程度の予定です。

そのため、特定の曜日や時間のみ勤務するという要望にお応えするのは困難です。

(2) 報酬

月額197,600円~213,600円

※ 報酬は、学歴・経験等を考慮の上、決定します。

※ 報酬額は令和7年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(3) 諸手当

期末手当及び勤勉手当：一般職の常勤職員の例により支給

(4) 交通費

実費相当分を支給(県の規定による)

※ 通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(5) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※ 加入条件を満たす場合に限りです。

(6) 休暇：年次休暇10日(採用初年度)、夏季休暇4日(5~10月までの期間内)

その他の休暇は県の規定によります。

※ 「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※ 令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

4 選考方法

- (1) 第1次審査：提出書類による書類審査。

小論文：1, 000字以内

テーマ：「相談員としての姿勢（心構え）について」

当センターは、県の女性相談支援センターとして困難な問題を抱える女性に対する相談支援を行うとともに、DV（ドメスティック・バイオレンス）対策推進機関の一つとして配偶者等からの暴力の相談に応じるほか、性別を問わずに県民から、人間関係、夫婦・家庭問題、生きづらさなど様々な相談を受け、男女共同参画の視点から総合的に対応しています。

あなたは、男女共同参画推進センターにおける相談業務の役割をどのように考え、どのような姿勢で取り組んでいきたいと思いませんか。考えを述べてください。

- (2) 第2次審査：第1次審査の合格者を対象に面接。

面接は令和8年2月12日（木）、13（金）、16（月）のいずれかの日に実施することを予定しています。日時等の詳細は追って連絡します。

- (3) 最終結果については、2月16日（月）頃までに第2次審査の受験者全員に発送します。

5 提出書類

- (1) 履歴書（様式第7号）、身上書（様式第8号）

※ 1次審査の結果と面接の日程を連絡するため、平日の昼間に連絡が確実に取れる電話番号を必ず記入してください。

- (2) 職務経歴書（様式任意、パソコン作成可）

- (3) 小論文（1, 000字以内、様式任意、パソコン作成可）

- (4) ハローワーク紹介状（ハローワーク紹介の方のみ）

※ 提出書類（全て）の返却はしていません。

6 申込期限等

- (1) 申込方法

応募書類を埼玉県男女共同参画推進センターまで直接持参するか、下記まで郵送してください。電子メール及びFAXでの応募は受け付けません。

郵送の場合は、封筒の表に、「会計年度任用職員（相談員）採用選考申込書在中」と朱書してください。

また、郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

- (2) 受付期間

令和7年12月19日（金）～令和8年1月23日（金）

＊ 郵送の場合 1月23日（金）必着

＊ 直接持参の場合 受付時間 9時30分から17時00分まで

※ ただし、応募多数の場合は、1月23日（金）前に受付を終了いたします。その際は、下記ホームページにて、お知らせします。

7 応募・問合せ先

埼玉県男女共同参画推進センター 細野又は齊藤まで

〒330-0081

さいたま市中央区新都心2-2 ホテルブリランテ武蔵野3階

TEL 048-601-3111 FAX 048-600-3802

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/>

埼玉県男女共同参画推進センター〔With You さいたま〕案内図



※ JR さいたま新都心駅から徒歩5分、北与野駅から6分